

令和 8 年 1 月 19 日
令和 7 年（フ）第 1900 号事件
破産者 株式会社環境経営総合研究所
破産管財人 岩崎 晃

破産法 157 条による報告書

第 1 前回集会（令和 7 年 7 月 29 日）以降の管財業務について

1 前回集会時点で把握していた残務とその処理

(1) 子会社の整理

ア みちのくエコランドマネジメント株式会社

令和 7 年 9 月 1 日に第 2 回債権者集会を開催した後、簡易配当（配当率 0.0301047513%）を実施し、同年 10 月 23 日に破産管財手続終結決定を受けた。

イ Eco Bio Plastics Korea Co.,Ltd.（略称：EBPK）

前回以降、韓国における破産手続の進捗はなく、当職においては、1,118,238,432 ウォンが破産債権として認められた状態に変わりはない。なお、EBPK 破産管財人は、当職に対して 987,401,258 円（9,775,272,457 ウォン）の普通破産債権の届出を行っており、当職としては、その全額について認めない旨の認否を行う予定である。

(2) 茨城工場土地建物の売却

茨城工場については、工場事業の承継希望者は現れず、その後、入札を行って工場内の機械を売却するとともに、残置された不要品を廃棄した後、入札を行って令和 7 年 9 月 25 日に売却した。売却代金は、下表のとおりであり、破産財団には、売買代金相当額の 5% に相当する財団組入額、廃棄物処理費用相当額円及び消費税相当額の合計 43,025,638 円が組み入れられた。

土地価格	建物価格	合計	消費税	総計
225,500,000	136,363,637	361,863,637	13,636,363	375,500,000

(3) 賃借している千葉工場 R&D 研修センターの賃貸借契約の処理

ア NECRES 事業の機械類の搬出

R&D 研修センターについては、建物所有者から賃借し、株式会社地域エネルギー開発に転貸しているが、現状、同社と破産管財人とは、令和 7 年 12 月末までに、同社において、同所に所在する機械設備等の搬出を完了するか、建物所有者との賃貸借契約を承継することになっていたが、現状、搬出は完了していない。同社からは、令和 8 年 1 月中には搬出を完了するか、建物所有者と破産者との間の賃貸借契約を承継する旨の申し入れがなされている。

イ 焼却炉の廃棄

千葉工場 R&D 研修センター横に設置されていた焼却炉については、令和 7 年 11 月 26 日までに処分が完了した。

(4) 預金口座の解約・管財人口座への集約

破産会社が保有していた預金口座については、解約あるいは、残金が僅少なものは、破産裁判所許可の下、放棄が完了しており、現時点では、預金取引のすべてを管財人口座にて行っている。

(5) 手形・売掛金の回収

前回集会時点で未了であった手形・売掛金については、全額回収した。

(6) 更正請求した税金の還付

ア 国税（渋谷税務署）

予て更正請求を行っていた渋谷税務署からは、令和 2 年 8 月期ないし令和 5 年 8 月期の法人税、消費税及び地方消費税、地方法人税について下表記載のとおり令和 7 年 7 月 29 日付で更正決定がなされ、同年 8 月 27 日に全額 356,322,531 円が還付された。

イ 地方税

前記国税による更正決定に基づき、各地方自治体 7 件に対して、令和 7 年 9 月 26 日付で更正請求を行っており、すべてについて、当方請求のとおり合計 77,059,300 円につき更正決定がなされ、現在、順次、還付手続を受けている。

(7) 違法配当金・違法自己株取得代金の回収

破産会社においては、過去 5 年間で延べ 10 者の株主及び元株主に対して、合計 321,690,423 円の配当を行っていたが、これらは、いずれも分配可能額がないにも拘わらず実施されたものであることが判明した。そこで、順次交渉を行った結果、合計 38,827,960 円を回収し、あるいは、破産債権の届出を取り下げるなどして、破産者松下敬通以外との関係はすべて解決した。また、破産者松下敬通については、後記のとおり、役員責任追及の中で、同人の破産管財人に対して、破産債権と届出を行った。

(8) 役員責任追及

対象となりうる役員は、松下敬通を除き 6 名いるが、このうち、4 名については、選任手続が適法になされず、かつ、選任されたとして登記された事実を対象者が認識していない等の事情があるため、責任追及を断念した。

その余の 2 名についても、役員としての責任が全くないとまでは言えないものの、訴訟における認容可能性や経営への関与の度合いの希薄さに加えて、相応の財産的支出をしたこと考慮し、敢えて、これ以上の責任追及の必要はなしとした。

代表取締役松下敬通については、破産会社に対して負う善管注意義務（会社法第 330 条、民法第 644 条）に違反したものであるから、会社法 462 条 1 項、423 条 1 項に基づき、回収不能となった金員に

ついて破産会社に対して損害賠償義務を負うと判断し、破産者松下敬通破産管財人に対して、合計 9,656,542,985 円の破産債権届出を行った。

(9) 債権調査

本日、この後に債権調査期日が開かれるが、令和 7 年 12 月末日時点の破産債権の届出は 143 件あり、普通破産債権の届出額は 29,374,183,908 円である。

(10) 公租公課にかかる財団債権の弁済

ア 国税

国税から交付要求を受けていた税金については、更正決定がなされたことにより、すべて消滅した。

イ 更正請求をしなかった地方自治体への納付

交付要求を受け、令和 7 年 3 月 27 日以降の遅延損害金について免除を受けた金額について、交付請求されている 26 件・

47,947,204 円についてすべて納付済みである。

ウ 更正決定を受けた地方自治体への納付

更正決定を受けた先 7 件のうち 6 件から交付要求を受けており、実際の還付額（還付付加金を含む）と納税額は下表のとおりである。

債権者名	還付額 還付加算金等含む	充当税額
茨城県土浦市	2,488,600	13,510,900
北海道札幌道税事務所	7,346,800	2,940,100
渋谷都税事務所	13,061,400	2,186,700
千葉県旭市長	6,688,000	0
茨城県土浦県税事務所	未	未
札幌市中央市税事務所	1,430,600	1,391,900
千葉県旭県税事務所	35,637,100	8,295,000
合計	66,652,500	28,324,600

2 前回集会以降に発生・判明した破産管財業務

(1) 債権回収

ア 光莉リゾート

前回集会後、光莉リゾート株式会社に対する 330 万円の預け金が存在することが判明し、令和 7 年 11 月 28 日までに全額回収した。

イ 株式会社ティーロジック

破産手続会決定前に勝訴判決を受けた上、分割弁済の合意をした同社に対する令和 7 年 10 月時点で 2,969,895 円が回収未了であり、全額の回収には令和 11 年 9 月までかかる上、回収不可となる危険なしとはしないため、債権回収会社に対して代金 1,100,000 円で譲渡した。

(2) 中越エコプロダクツ株式会社に対する債権及び株式の処理

中越エコプロダクツ株式会社（以下、「中越エコプロダクツ」という。）は、破産会社と中越パルプ工業株式会社が出資する会社で、株式の過半数を中越パルプ工業株式会社が保有しているところ、先般、中越パルプ工業株式会社から中越エコプロダクツにつき特別清算手続の開始を申し立てる旨の開示がなされた。現時点では、申立てはなされていないが、中越パルプ工業株式会社から、当職宛てに、中越エコプロダクツ株式及び破産会社が中越エコプロダクツに対して有する債権の譲り受けの申し入れがあり、現状、交渉を行っているところである。

(3) 確定申告

ア 2025年8月31日期確定申告

同期の法人税等の確定申告はすでに完了しており、消費税・地方消費税 415,900円、地方法人税 504,100円を納付済みである。

イ 換価完了時点における確定申告

今後、換価完了後に実施する予定である。

第2 破産手続開始決定時の財産状況及び開始決定後の収支

1 財産の状況

(1) 資産：574,664,079円

破産会社の破産手続開始決定時の財産の状況は、別紙1「財産目録」「資産の部」欄記載のとおりであり、第1回債権者集会における報告から変更はない。また、別紙2「破産貸借対照表」記載のとおり 29,928,462,396円の債務超過となっている。

(2) 負債：30,440,345,194円

ア 財団債権

現時点までに交付要求を受けた公租公課はすべて納付済みであり、他に請求を受けた財団債権についても弁済済みであるから、未払の財団債権は存在しない。

イ 破産債権

下表記載のとおり、合計 30,439,302,189円及び額未定(143件)の届出がなされている。

No.	種別	届出金額 (円)
1	優先的破産債権	0
2	普通破産債権	29,539,910,756
3	劣後的破産債権	44,756,095 及び額未定
4	約定劣後破産債権	854,635,338 及び額未定
	合計	30,439,302,189 及び額未定

普通破産債権に対する認否の結果は、下表のとおりであり、認めない債権者は 3 名、債権額は 997,293,069 円である。

届出金額 (円)	届出件数	認める債権額 (円)	認めない債権額 (円)
29,539,910,756	143	28,544,134,317	997,293,069

また、交付要求に係る公租公課は、63,644,804 円存在していたが、すべて納付済みである。

2 収支の状況

破産会社の破産手続開始決定後、令和 8 年 1 月 8 日までの収支の状況は、別紙 3 「収支計算書」記載のとおりであり、収入合計額は 1,434,805,596 円、支出合計額は 595,276,894 円で、差引 839,528,702 円を破産管財人管理口座において保管している。

第 3 第百七十七条第一項の規定による保全処分又は第百七十八条第一項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無 なし。

第 4 今後遂行すべき管財業務

- 1 破産者 EBPK 破産管財人により認められている破産債権の処理
- 2 破産者 松下敬通破産管財人に対する破産債権の処理
- 3 中越エコプロダクツ株式会社株式及び債権の処理
- 4 更正決定後の地方税還付金の回収（交付要求を受けている税金の納付を含む）
- 5 換価完了後の確定申告
- 6 債権調査
- 7 配当

第 5 添付資料

- 1 財産目録
- 2 破産貸借対照表
- 3 収支計算書

以上

財産目録

別紙1
令和7年3月29日現在
(単位:円)
破産管財人 岩崎 晃

資産の部						
区分	No.	科目	R6年9月30日現在 帳簿価額(円)	R7年3月26日現在 帳簿価額(円)	評価額・回収額 (円)	備考
	1	現金	681,235	193,421	193,421	費用分を控除後、全額管財人印に入金済み
	2	預金	326,436,391	288,954,402	287,965,464	すべて管財人印に集約済み
	3	受取手形	31,454,346	69,305,198	106,292,422	すべて回収済み
	4	売掛金	5,845,479,783	5,795,707,046	54,209,668	すべて回収済み
	5	電子記録機器	17,828,301	313,720	313,720	回収済み
	6	製品	7,871,853	104,864	0	破産手続開始決定までに売却済み
	7	原材料	32,825,462	16,076,901	0	破産手続開始決定後も含め費消済み
	8	仕掛品	428,595,077	426,208,912	0	破産手続開始決定後も含め費消済み(大部分は実在性なし)
	9	貯蔵品	11,021,167	7,691,505	0	破産手続開始決定後も含め費消済み
流動資産	10	前渡金	4,321,793,230	4,321,793,230	0	実在性なし
	11	短期貸付金	3,538,019,232	3,538,019,232	60,825,050	EBPMから回収
	12	仮払金	41,577,702	41,170,471	178,175	各工場に対するものは、経費精算後回収済みであり、他是実在性なし
	13	前払費用	2,347,034	2,302,203	0	期間の経過により費用化しており、回収不可
	14	未収入金	509,614,918	348,607,706	12,321,329	架空部分は0円と評価し、今般の確定申告により発生した還付金額だけを計上
	15	立替金	451,460	137,641	0	破産予会社に対するもの等で回収不能
	16	預け金	3,324,727	3,324,727	0	実在性なし
	17	架空未収消費税等		397,889,872	0	更正請求中であり、回収の可否不明
	18	過年度未収消費税等		9,853,593	0	更正請求中であり、回収の可否不明
	19	建物	348,469,151	348,469,151	0	実城工場建物があり、今後任意売却するがオーバーローン
	20	建物附属設備	16,287,799	16,287,799	0	実城工場建物の附属設備なので、建物と一括して売却予定
	21	構築物	27,403,574	27,403,574	0	実城工場建物内の構築物なので、建物と一括して売却予定
	22	機械装置	452,557,666	438,594,118	48,937,750	換価価値あるものはすでに売却済み
	23	車両運搬具	4	182,004	1,555,000	換価価値あるものはすでに売却済み
	24	工具器具備品	3,991,293	5,341,293	0	換価価値なし
	25	造作	4,363,752	4,363,752	0	換価価値なし
	26	リース資産		618,387,000	0	実在性なし
	27	過年度リース資産		1,608,540,000	0	実在性なし
	28	土地	471,023,889	471,023,889	0	実城工場の敷地については、今後任意売却するがオーバーローン、バリ島物件は実在性なし
	29	特許権	13,847,454	13,847,454	0	換価価値なし
	30	電話加入権	570,165	570,165	0	換価価値なし
無形固定資産	31	特許実施権	36,950,000	36,950,000	0	実在性なし

資産の部						
区分	No.	科目	R6年9月30日現在 帳簿価額(円)	R7年3月26日現在 帳簿価格(円)	評価額・回収額 (円)	備考
投資その他 資産	32	投資有価証券	2,159,769,997	2,159,769,997	0	いずれも破綻している子会社関係会社に対するもので換価不可
	33	出資金	115,200	115,200	0	相殺などにより消滅済み
	34	長期貸付金	2,836,854,870	2,836,854,870	0	回収不能
	35	差入保証金	4,705,000	4,705,000	0	回収不能
	36	敷金	28,113,200	14,755,040	850,000	千葉工場の引き継ぎ時に回収した850,000円以外は原状回復費用と相殺等で消滅
	37	再生債権	7,499,851	7,134,851	0	回収不能
	38	リサイクル預託金	11,220	11,220	0	車両売却時に清算済み
	39	投資信託	1,022,079	1,022,079	1,022,080	全額回収済み
	40	開発費	1,356,483,397	1,356,483,397	0	実在性なし
繰延資産	41	繰延資産	72,570	663,200	0	実在性なし
	42	預託金	500,000	0	0	令和6年10月に回収済み
		合計	22,890,005,049	25,239,189,497	574,664,079	

負債の部						
区分	No.	種別	届出金額 (円)	届出件数	認める債権額 (円)	認めない債権額 (円)
2		普通破産債権	29,539,910,756	143	28,544,134,317	997,293,069
3		劣後の破産債権	44,756,095	—	—	—
破産債権	4	約定劣後破産債権	854,635,338	—		
		合計	30,439,302,189	143	28,544,134,317	997,293,069
区分	No.	種別	請求・要求金額 (円)	請求・要求件数		
財团債権	1	公租公課	63,644,804	0		
	2	労働債権	0	0		
		合計	63,644,804	0		

破産貸借対照表

資産の部			負債の部		
区分	科目	金額	区分	科目	金額
	現金	193,421		優先的破産債権	0
	預金	287,965,464		普通破産債権	29,539,910,756
受取手形	106,292,422		破産債権		44,756,095
売掛金	54,209,668		(届出書記載)		
電子記録債権	313,720		約定劣後破産債権	854,635,338	
製品	0		合計	30,439,302,189	
原材料	0		労働債権	0	
仕掛品	0		公租公課(交付要求額)	63,644,804	
流动資産			合計	63,644,804	
	貯蔵品	0			
	前渡金	0			
	短期貸付金	60,825,050			
	仮払金	178,175			
	前払費用	0			
	未収入金	12,321,329			
	立替金	0			
	過年度未収消費税等	0			
	建物	0			
	建物附属設備	0			
	構築物	0			
有形	機械装置	48,937,750			
固定資産	車両運搬具	1,555,000			
	工具器具備品	0			
	造作	0			
	土地	0			
	特許権	0			
	電話加入権	0			
無形	特許実施権	0			
固定資産	投資有価証券	0			
	出資金	0			
	長期貸付金	0			
投資その他の	差入保証金	0			
資産	敷金	850,000			
	更生債権	0			
	リサイクル預託金	0			
	投資信託	1,022,080			
	開発費	0			
繰延資産	繰延資産	0			
	預託金	0			
	資産合計	574,664,079		負債合計	30,502,946,993
	差引資産不足額			-29,928,282,914	

収支計算書

令和7年(フ)第1900号
破産者 株式会社環境経営総合研究所
破産管財人 岩崎 晃

令和7年3月26日から令和8年1月8日

収支計算書

令和7年(フ)第1900号
破産者 株式会社環境経営総合研究所
破産管財人 岩崎 晃

令和7年3月26日から令和8年1月8日

収入の部		
No.	科目	金額 (円)
1	預金	289,614,226
2	売上高	248,600
3	事業用資産等売却代金	52,259,685
4	不動産売却代金	361,863,637
5	受取手形	106,292,412
6	貸付金	60,825,050
7	売掛金	54,523,388
8	有価証券	1,022,080
9	車両売却代金	1,555,000
10	精算金	13,916,860
11	小口残	1,137,175
12	仮受金	394,800
13	保険解約返戻金	100,000
14	譲渡債権代金	1,120,000
15	違法配当金返還	38,807,960
16	預り金	14,935,883
17	小口入金	50,000
18	雜収入	18,825
19	国税還付金	368,542,416
20	地方税還付金	66,665,700
21	受取利息	315,315
22	破産債権配当金	596,584
	合計	1,434,805,596

支出の部		
No.	科目	金額 (円)
1	給与	29,465,323
2	賃借料	21,386,764
3	水道光熱費	1,793,338
4	買掛金	16,345,339
5	立替金	145,574
6	仕入高	1,413,500
7	主要材料費	3,221,969
8	外注加工費	2,499,662
9	包装費	97,977
10	電力費	18,579,977
11	燃料費	142,060
12	運賃	1,039,698
13	修繕費	48,400
14	廃棄物処理費	32,408,035
15	解体工事費	1,100,000
16	租税公課	89,700,398
17	旅費交通費	931,277
18	広告宣伝費	165,000
19	事務用品費	519,594
20	消耗品費	1,316,951
21	福利厚生費	16,223
22	支払手数料	7,000,382
23	資料保管費用	260,315
24	通信費	1,217,690
25	精算金	61,000
26	売上高戻し	5,236
27	雜費	4,053,437
28	別除権受戻し費用	330,515,898
29	業務委託費	25,441,959
30	弁護士報酬(報酬)	210,000
31	更生管財人報酬	4,173,918
	合計	595,276,894

差引 (円) 839,528,702